鯖江市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の実施状況の公表(令和7年度)

鯖江市では、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。)に基づき、「鯖江市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定・実施しています。 今般、次世代法第 1 9 条第 5 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

1 妻の出産に付き添う休暇および妻の出産による子の養育休暇の取得状況

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
妻の出産に付き 添う休暇	1 日	1 目	0.7日	1.3 日	1.8日	1.1 日
妻の出産による 子の養育休暇	2 日	1.6 日	2.1 日	2.5 日	2.5 日	1.1 日

(取得者:年度内に新たに休暇が取得可能となった者)

2 男女別の育児休業取得率および取得期間の分布状況

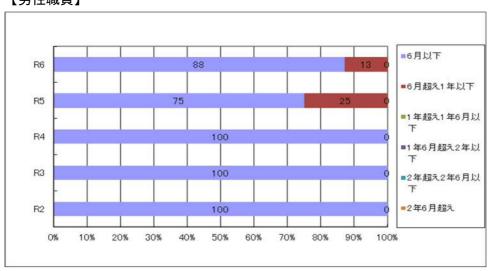
育児休業の取得状況

年	度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
取得	男性	100%	25%	50%	100%	50%	114%
率	女性	100%	100%	100%	100%	100%	100%

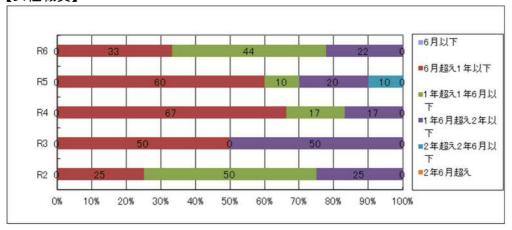
(取得者:年度内に新たに育児休業を取得した者)

取得期間の状況

【男性職員】



【女性職員】



4 超過勤務の状況

年間の超過勤務時間が360時間を超える職員の割合

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
職員の割合	9.0%	12.2%	13.1%	12.8%	13.9%	11.6%

5 年次休暇の取得状況

暦年	目標	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	40%	43%	41%	42%	48%	44%
平均取得日数	8 日	8.5 日	8.2 日	8.4 日	9.6 日	8.8 日

6 主な取組内容

育児支援ための取組

出産や育児に関する支援制度や手続きについてまとめたものをポータルサイトの「職員のしおり」に掲載し、全庁的な制度の周知を図っています。

子どもの出生予定を申し出た職員に対し、個別に休暇や育児休業等の制度・手続き等について説明を行っています。

また、育児休業期間中の職員の業務を遂行することが困難なときは、会計年度任用職員等による適切な代替要員の確保を行っています。

・ 超過勤務縮減のための取組

毎週水曜日をノー残業デーと設定し、朝夕の館内放送で定時退庁を促しています。また、毎日午後9時には退庁を促す館内放送を流しています。

休暇取得の促進

各所属において出勤管理を行う中で、所属長は、計画的、積極的に休暇を取得できるよう、職員の意識を啓発し取得促進を図っています。

また、年間5日以上の年次休暇取得のため、年次休暇取得計画の作成や、所属長自ら率先して休暇の取得促進に努めることについて周知しています。